資料 2-2

伊豆諸島における海岸漂着物対策推進計画　新旧対照表

改　正　案	現　　行
Ⅰ　伊豆諸島における海岸漂着物対策推進計画の基本的事項 1　計画策定の趣旨 （中略） 　このため、都は、平成 21 年７月 15 日に公布・施行された「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物の処理等の推進に関する法律」（平成 21 年法律第 82 号）（以下「平成 21 年海岸漂着物処理法」という。）に基づき、伊豆諸島における海岸漂着物対策（海岸漂着物処理推進法第１条に定めるものをいう。以下同じ。）を総合的かつ効果的に推進するため、「伊豆諸島における海岸漂着物対策推進計画」を策定した。	Ⅰ　伊豆諸島における海岸漂着物対策推進計画の基本的事項 1　計画策定の趣旨 （略） 　このため、都は、平成 21 年７月 15 日に公布・施行された「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物の処理等の推進に関する法律」（平成 21 年法律第 82 号）に基づき、伊豆諸島における海岸漂着物対策（海岸漂着物処理推進法第１条に定めるものをいう。以下同じ。）を総合的かつ効果的に推進するため、「伊豆諸島における海岸漂着物対策推進計画」を策定した。
2　計画改定の趣旨 　平成 21 年海岸漂着物処理法施行後も、我が国の海岸には、国内外から流れてきた多くの海岸漂着物が存在し、また我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物（以下「漂流ごみ等」という。）が船舶の航行の障害や漁業操業の支障となっており、海洋の環境に深刻な影響を及ぼしており、海岸漂着物等対策に係る国際連携・協力の必要性が高まっている。 　このような状況を受け、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 64 号）（以下「海岸漂着物処理推進法」という。概要は資料編１ページ参照）が平成 30 年６月 22 日に公布・施行され、同法の改正を踏まえた「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和元年５月 31 日閣議決定、以下「基本方針」という。）（基本方針の概要は資料編２ページ参照）の変更が行われた。漂流ごみが新たに法の対象となり、海洋プラスチックごみ対策としての３R の推進等による発生抑制、マイクロプラスチック対策等についても盛り込まれた。 　これらの背景や法律改正を受け、都は、平成 26 年に策定した伊豆諸島における海岸漂着物対策推進計画について令和６年５月に一部改正を行った。また更なる海岸漂着物対策の推進のため、重点区域海岸の見直しや、東京都の施策を盛り込む形で必要な改定を実施する。	2　計画改定の趣旨 　海岸漂着物処理推進法施行後も、我が国の海岸には、国内外から流れてきた多くの海岸漂着物が存在し、また我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物（以下「漂流ごみ等」という。）が船舶の航行の障害や漁業操業の支障となっており、海洋の環境に深刻な影響を及ぼしている。 　このような状況を受け、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 64 号）（以下「海岸漂着物処理推進法」という。概要は資料編１ページ参照）が平成 30 年６月 22 日に公布・施行され、漂流ごみ等が新たに法の対象となった。 　これらの背景や法律改正を受け、都は、平成 26 年に策定した伊豆諸島における海岸漂着物対策推進計画について見直しを行い、必要な改定を実施する。
3　計画の位置付け 　本計画は、海岸漂着物処理推進法第 14 条の規定により都が作成する地域計画であり、これは、基本方針に基づくものである。	3　計画の位置付け 　本計画は、海岸漂着物処理推進法第 14 条の規定により都が作成する地域計画であり、これは、令和元年５月 31 日閣議決定された「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（変更後）」（以下「基本方針」という。）（基本方針概要は資料編２ページ参照）に基づくものである。
4　対象範囲 （現行のとおり）	4　対象範囲 （略）

改　正　案	現　　行
5　対象とする海岸漂着物等 （現行のとおり） 6　計画改定までのフロー 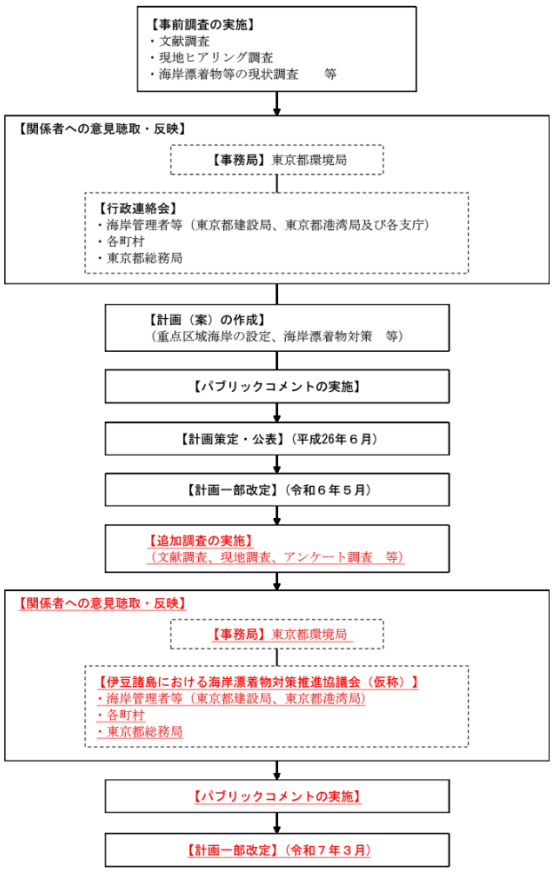 	5　対象とする海岸漂着物等 （略） 6　計画策定までのフロー 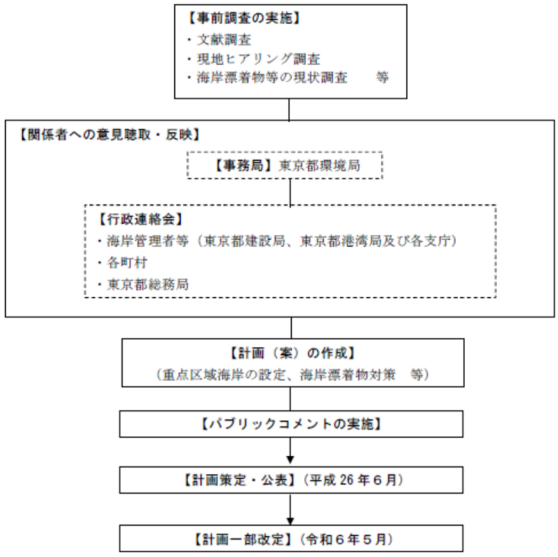

改　正　案

Ⅱ　伊豆諸島の海岸の現状及び対策実施状況

1　地形的条件

（1）概要

（本文は現行のとおり）

表Ⅱ.1.1　伊豆諸島の主な島について

島　名	町村名	人口（人）	面積（km²）	海岸延長（km）	東京からの距離※1（km）
大島	大島町	6,982	90.73	54.0	109
利島	利島村	314	4.04	7.7	134
新島	新島村	2,453	22.97	53.8	151
式根島			3.67		157
神津島	神津島村	1,775	18.24	33.3	172
三宅島	三宅村	2,254	55.20	38.4	180
御蔵島	御蔵島村	291	20.36	16.4	199
八丈島	八丈町	6,968	69.12	51.3	287
八丈小島			3.07		
青ヶ島	青ヶ島村	156	5.95	9.4	358
鳥島	—	—	4.78	8.4	582
合　計		21,193	299.57※2	272.7	—

※1 東京は、東京都庁の位置　※2 ベヨネーズ列岩、須美寿島及び孀婦岩を含む。

（出典：人口：「令和６年住民基本台帳人口・世帯数、令和５年人口動態」（令和６年１月１日現在）（総務省）
面積：「令和６年全国都道府県市区町村別面積調（４月１日時点）付３島面積」（国土地理院）
海岸延長：「伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画」（平成29年４月、東京都）
東京からの距離：「伊豆諸島・小笠原諸島の概況」（東京都総務局）

図Ⅱ.1.1　伊豆諸島の位置
（有人島の範囲）

（出典：「東京都離島振興計画（令和５年度～令和14年度）」（東京都））

現　　行

Ⅱ　伊豆諸島の海岸の現状及び対策実施状況

1　地形的条件

（1）概要

（本文は略）

表Ⅱ.1.1　伊豆諸島の主な島について

島　名	町村名	人口（人）	面積（km²）	海岸延長（km）	東京からの距離※1（km）
大島	大島町	8,433	91.06	54.0	109
利島	利島村	316	4.12	7.7	134
新島	新島村	2,979	27.83	53.8	151
式根島					157
神津島	神津島村	1,979	18.87	33.3	172
三宅島	三宅村	2,782	55.50	38.4	179
御蔵島	御蔵島村	317	20.58	16.4	199
八丈島	八丈町	8,229	69.48	51.3	287
八丈小島		—	3.08		
青ヶ島	青ヶ島村	175	5.98	9.4	358
鳥島	—	—	4.79	8.4	582
合　計		25,210	301.31※2	272.7	—

（出典：「東京諸島の概要（伊豆諸島・小笠原諸島）－平成25年－」（東京都））

図Ⅱ.1.1　伊豆諸島の位置
（有人島の範囲）

（出典：「東京都離島振興計画（平成25年度～平成34年度）」（東京都））

改　正　案	現　　行
（２）海流及び気象的特徴 （本文は現行のとおり）	（２）海流及び気象的特徴 （本文は略）
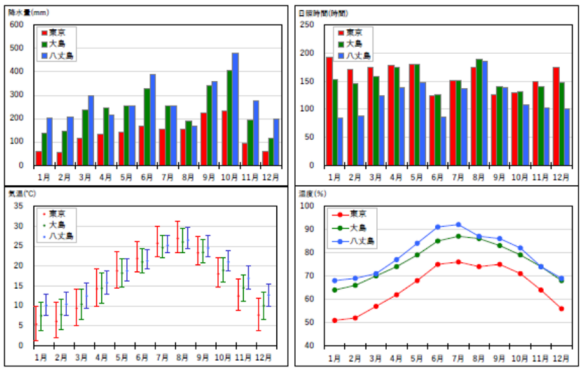 図Ⅱ.1.5　東京、大島、八丈島の気象 （出典：「気象統計情報」（2024 年）気象庁HPより作成）	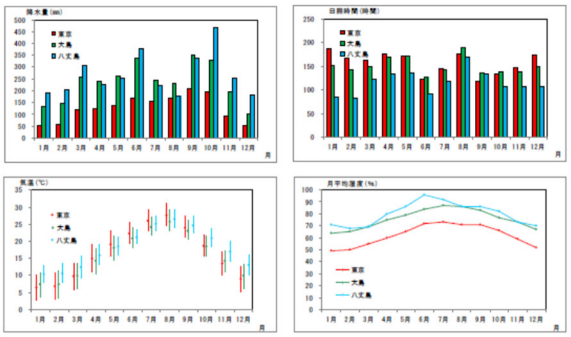 図Ⅱ.1.5　東京、大島、八丈島の気象 （出典：「気象統計情報」（2012 年）気象庁HPより作成）
２　社会的条件 （１）海岸の所管 伊豆諸島沿岸の海岸線総延長は約 264km である。このうち海岸保全区域を指定しているのは約 63km（海岸線総延長の 24%）であり、東京都が管理している。その内訳は、①一般海岸約 44km（25 箇所）、②港湾海岸約 13km（12 箇所）、③漁港海岸約 6 km（10 箇所）となっている。 東京都が管理する公共海岸は、海岸保全区域と一般公共海岸区域とに分けられるが、そのうち、海岸保全区域（①一般海岸）及び一般公共海岸区域は都建設局が、海岸保全区域（②港湾海岸及び③漁港海岸）は都港湾局が所管している。 なお、伊豆諸島には、林野庁・財務省が管理する海岸は多くはない。	２　社会的条件 （１）海岸の所管 伊豆諸島沿岸の海岸線総延長は約 270km である。このうち海岸保全区域を指定しているのは約 62km（海岸線総延長の 23%）であり、東京都が管理している。その内訳は、①一般海岸約 44km（25 箇所）、②港湾海岸約 13km（12 箇所）、③漁港海岸約 5 km（10 箇所）となっている。 東京都が管理する公共海岸は、海岸保全区域と一般公共海岸区域とに分けられるが、そのうち、海岸保全区域（①一般海岸）及び一般公共海岸区域は都建設局が、海岸保全区域（②港湾海岸及び③漁港海岸）は都港湾局が所管している。 なお、伊豆諸島には、林野庁・財務省が管理する海岸は多くはない。
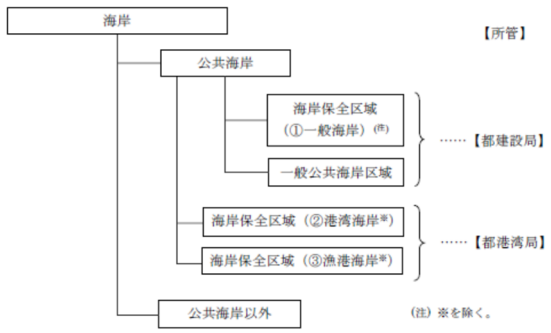 図Ⅱ.2.1　伊豆諸島における海岸の主な所管別分類 （出典：「伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画」（平成 29 年 4 月、東京都））	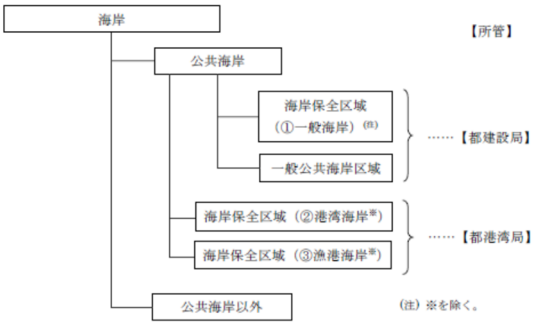 図Ⅱ.2.1　伊豆諸島における海岸の主な所管別分類
（２）レクリエーション利用 伊豆諸島は外洋に囲まれ、豊かな海洋資源と自然環境に恵まれており、その大部分が富士箱根伊豆国立公園に含まれている。また、伊豆諸島は、都心地域から直結の交通機関でアクセスできるという特徴があり、都民をはじめとする人々の観光やレジャーの場として親しまれている。 その他、自然景観としては、日本の渚なぎさ百選に選定された筆島（大島町）、新東京百景に選定された羽伏浦海岸（新島村）や波浮の港（大島町）をはじめ、前	（２）レクリエーション利用 伊豆諸島は外洋に囲まれ、豊かな海洋資源と自然環境に恵まれており、その大部分が富士箱根伊豆国立公園に含まれている。また、伊豆諸島は、都心地域から直結の交通機関でアクセスできるという特徴があり、都民をはじめとする人々の観光やレジャーの場として親しまれている。 その他、自然景観としては、日本の渚なぎさ百選に選定された筆島（大島町）、新東京百景に選定された羽伏浦海岸（新島村）や波浮の港（大島町）をはじめ、前

改　正　案

浜海岸（神津島村）、サタドー岬（三宅村）等、自然景観に優れる海岸及び岬が存在する。

伊豆諸島の観光人口は、昭和 48 年の約 137 万人をピークに減少の一途をたどり、平成 23 年には東日本大震災等の影響もあり約 37 万人※まで落ち込んだ。しかし、その後は徐々に観光客が回復し令和元年には約 46 万人を超えたが、コロナウイルス感染症の拡大により令和２年～令和３年は約 23 万人まで落ち込んでいた。

また、伊豆諸島地域全体の月別の観光客数は、通年型の大島、三宅島、青ヶ島を除くと、７月から９月までの３ヶ月で年間の約４割から６割程度を占めており、夏期中心の集客構造となっている。

海岸の利用状況としては、伊豆諸島の各島で海水浴場が整備されているほか、ダイビングや釣りも盛んである。また、御蔵島、三宅島及び利島では、イルカウォッチングも行われている。

※ 東京都産業労働局観光部調による。

表Ⅱ.2.1　伊豆諸島の海水浴場

島　名	海水浴場	箇所数
大　島	弘法浜、日の出浜、トウシキ、秋の浜、野田浜、万立、王の浜、砂の浜、筆島	9 箇所
利　島	カケンマ浜	1 箇所
新　島	羽伏浦、黒根、本村前浜、間々下、若郷前浜	5 箇所
式根島	泊、大浦、中の浦、石白川	4 箇所
神津島	前浜、多幸湾、沢尻湾、多幸湾丸島、赤崎遊歩道、長浜、	6 箇所
三宅島	大久保浜、錆ヶ浜、釜の尻、大船戸、富賀浜、三池浜、長太郎池	7 箇所
御蔵島	－	－
八丈島	旧八重根、横間ヶ浦、ヤケンヶ浜、乙千代ヶ浜、汐間、藍ヶ江、洞輪沢、底土、神湊、垂戸、旧南国温泉ホテル下	11 箇所
青ヶ島	－	－

（出典：各島の観光協会HP）

3　海岸漂着物等の現状

（１）分布状況

伊豆諸島のうち９島（大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島及び青ヶ島）において、海岸漂着物等の事前調査及び回収の実績状況等に関する現地ヒアリング調査を行った（平成 24 年９月から 11 月まで）。また、今年度、計画改定に併せて調査要望のあった三宅島及び八丈島において追加の調査を行った（令和６年９月～10 月）。調査の結果把握した、海岸ごとの海岸漂着物量と回収実績の分布を次ページ以降に示す。

漂着物量の評価区分は被覆率法による５段階評価を実施したが、平成 24 年度に実施した調査では、全 206 海岸中、「漂着物がやや多い」という評価（Ⅱ）の海岸が 69 海岸で最も多く、次いで、「漂着物がないか少ない」という評価（Ⅰ）の海岸が 66 海岸、「漂着物が多い」という評価（Ⅲ）の海岸が 59 海岸の順であり、「漂着物が非常に多い」という評価（Ⅳ）の海岸は 12 海岸、「海岸は漂着物の山」という評価（Ⅴ）の海岸は０海岸と少なくなっていた。

同様に、令和６年度に新たに調査した全８海岸については、「漂着物が非常に多い」という評価（Ⅳ）の海岸が５海岸で最も多く、次いで、「漂着物がやや多い」という評価（Ⅱ）の海岸が２海岸、「漂着物が多い」と

現　　行

浜海岸（神津島村）、サタドー岬（三宅村）等、自然景観に優れる海岸及び岬が存在する。

しかし、伊豆諸島の観光人口は、昭和 48 年の約 137 万人をピークに減少の一途をたどり、平成 23 年には東日本大震災等の影響もあり約 37 万人※まで落ち込んだ。平成 24 年には約 40 万人※に回復したものの、長期的な減少傾向は依然として続いている。

また、伊豆諸島地域全体の月別の観光客数は、通年型の大島、三宅島、青ヶ島を除くと、７月から９月までの３ヶ月で年間の約４割から６割程度を占めており、夏期中心の集客構造となっている。

海岸の利用状況としては、伊豆諸島の各島で海水浴場が整備されているほか、ダイビングや釣りも盛んである。また、御蔵島、三宅島及び利島では、イルカウォッチングも行われている。

※ 東京都産業労働局観光部調による。

表Ⅱ.2.1　伊豆諸島の海水浴場

島　名	海水浴場	箇所数
大　島	メメズ浜、秋の浜、日の出浜、野田浜、万立浜、泉浜、弘法浜、王の浜、砂の浜、トウシキ、波浮港	11 箇所
利　島	－	－
新　島	羽伏浦、黒根、前浜、間々下、若郷前浜	5 箇所
式根島	泊、大浦、中の浦、石白川	4 箇所
神津島	前浜、多幸湾、沢尻、長浜、赤崎、返浜	6 箇所
三宅島	大久保浜、伊ヶ谷、錆ヶ浜、釜の尻	4 箇所
御蔵島	－	－
八丈島	旧八重根、横間、ヤケンヶ浜、乙代ヶ浜、藍ヶ江、汐間、洞輪沢、底土、神湊、垂戸	10 箇所
青ヶ島	－	－

（出典：各島の観光協会HP）

3　海岸漂着物等の現状

（１）分布状況

伊豆諸島のうち９島（大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島及び青ヶ島）において、海岸漂着物等の事前調査及び回収の実績状況等に関する現地ヒアリング調査を行った（平成 24 年９月から 11 月まで）。調査の結果把握した、海岸ごとの海岸漂着物量と回収実績の分布を次ページ以降に示す。

漂着物量の評価区分は被覆率法による５段階評価を実施したが、全 206 海岸中、「漂着物がやや多い」という評価（Ⅱ）の海岸が 69 海岸で最も多く、次いで、「漂着物がないか少ない」という評価（Ⅰ）の海岸が 66 海岸、「漂着物が多い」という評価（Ⅲ）の海岸が 59 海岸の順であり、「漂着物が非常に多い」という評価（Ⅳ）の海岸は 12 海岸、「海岸は漂着物の山」という評価（Ⅴ）の海岸は０海岸と少なくなっていた。

改　正　案	現　　行
いう評価（Ⅲ）の海岸が１海岸の順であり、「漂着物がないか少ない」という評価（Ⅰ）の海岸と、「海岸は漂着物の山」という評価（Ⅴ）の海岸は０海岸となっていた。 以上のことから、伊豆諸島における単位面積当たりの漂着物量は一般的に海岸漂着物等が大きな問題となっている日本海側の沿岸地域などと比べると少ないと考えられた。ただし、回収活動が行われている海岸（詳細は「４　海岸漂着物対策の実施状況と課題」参照）については、回収の実施により漂着物量が低い結果となっていることや、季節等による変動が捉えられていない場合もあることが想定される。	以上のことから、伊豆諸島における単位面積当たりの漂着物量は一般的に海岸漂着物等が大きな問題となっている日本海側の沿岸地域などと比べると少ないと考えられた。ただし、回収活動が行われている海岸（詳細は「４　海岸漂着物対策の実施状況と課題」参照）については、回収の実施により漂着物量が低い結果となっていることや、調査回数が１回であるため、季節等による変動が捉えられていない場合もあることが想定される。
表Ⅱ.3.1(1)　漂着物量の評価区分と現存量調査における海岸数（平成24年度実施） 漂着物量の評価区分（被覆率法） ランク／状況／該当海岸数／回収実績のある海岸数 Ⅰ　漂着物がないか少ない（被覆率 1%未満）　66　28 Ⅱ　漂着物がやや多い（被覆率 1～5%）　69　29 Ⅲ　漂着物が多い（被覆率 5～10%）　59　15 Ⅳ　漂着物が非常に多い（被覆率 10～50%）　12　4 Ⅴ　海岸は漂着物の山（被覆率 50%以上）　0　0 計　206　計　76	表Ⅱ.3.1　漂着物量の評価区分と現存量調査における海岸数 漂着物量の評価区分（被覆率法） ランク／状況／該当海岸数／回収実績のある海岸数 Ⅰ　漂着物がないか少ない（被覆率 1%未満）　66　28 Ⅱ　漂着物がやや多い（被覆率 1～5%）　69　29 Ⅲ　漂着物が多い（被覆率 5～10%）　59　15 Ⅳ　漂着物が非常に多い（被覆率 10～50%）　12　4 Ⅴ　海岸は漂着物の山（被覆率 50%以上）　0　0 計　206　計　76
表Ⅱ.3.1(2)　漂着物量の評価区分と現存量調査における海岸数（令和６年度実施） 漂着物量の評価区分（被覆率法） ランク／状況／該当海岸数／回収実績のある海岸数 Ⅰ　漂着物がないか少ない（被覆率 1%未満）　0　0 Ⅱ　漂着物がやや多い（被覆率 1～5%）　2　2 Ⅲ　漂着物が多い（被覆率 5～10%）　1　1 Ⅳ　漂着物が非常に多い（被覆率 10～50%）　5　1 Ⅴ　海岸は漂着物の山（被覆率 50%以上）　0　0 計　8　計　4	
図Ⅱ.3.1 被覆率別の代表的な写真～ 図Ⅱ.3.2(5)　各島の海岸漂着物量（被覆率）及び回収実績（神津島） （現行の通り）	図Ⅱ.3.1 被覆率別の代表的な写真～ 図Ⅱ.3.2(5)　各島の海岸漂着物量（被覆率）及び回収実績（神津島） （略）

改　正　案	現　　行
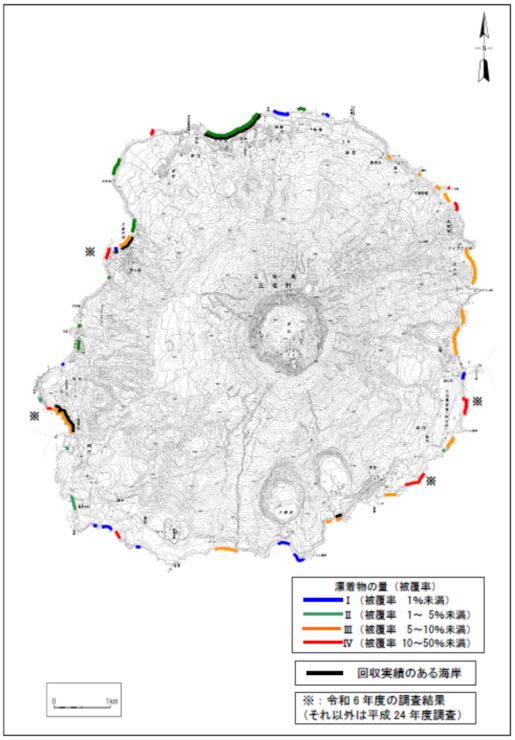 図Ⅱ.3.2(6)　各島の海岸漂着物量（被覆率）及び回収実績（三宅島）	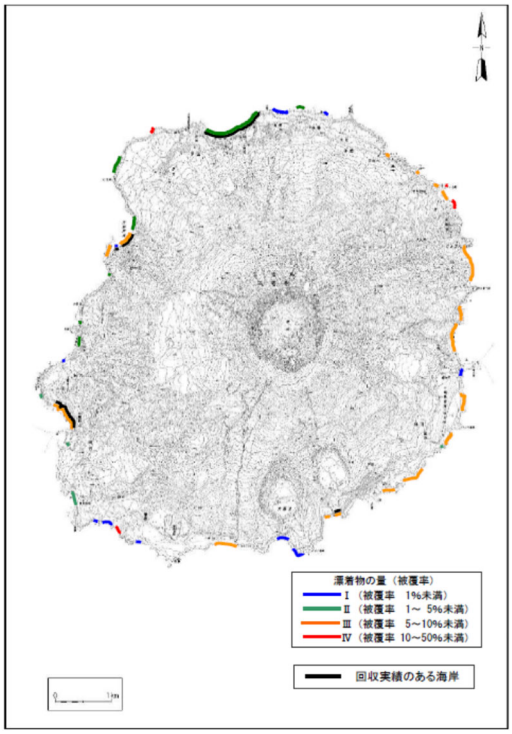 図Ⅱ.3.2(6)　各島の海岸漂着物量（被覆率）及び回収実績（三宅島）
図Ⅱ.3.2(7)　各島の海岸漂着物量（被覆率）及び回収実績（御蔵島） （現行の通り）	図Ⅱ.3.2(7)　各島の海岸漂着物量（被覆率）及び回収実績（御蔵島） （略）
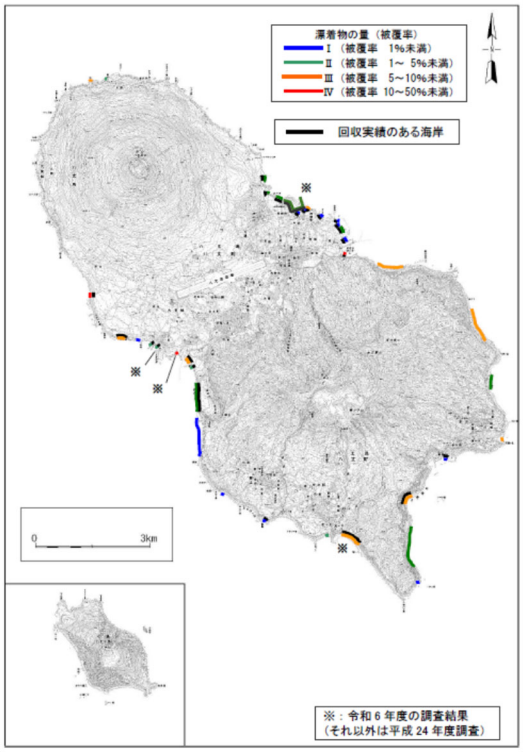 図Ⅱ.3.2(8)　各島の海岸漂着物量（被覆率：八丈島）	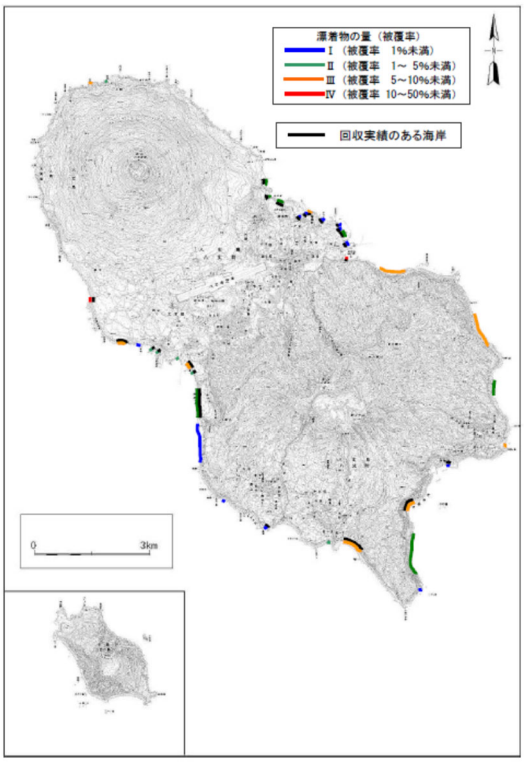 図Ⅱ.3.2(8)　各島の海岸漂着物量（被覆率：八丈島）

改　正　案	現　　行
（２）漂着物の種類 伊豆諸島近海における海岸漂着物等の種類について、「海洋ごみの実態把握及び効率的な回収に関する総合検討業務」（令和６年３月、環境省）（以下、「環境省調査」とする。）及び東京都が大島で行った「漂着ごみ組成調査業務委託結果報告書」（2023 年３月、東京都）（以下、「大島調査」）より以下に示す。 なお、環境省調査では都道府県ごとに集計されているが、データにばらつきがあることから、伊豆諸島が含まれる「関東・東海地方」及び「黒潮下流」のデータを用いて海岸漂着物等の傾向を示す。	（２）漂着物の種類
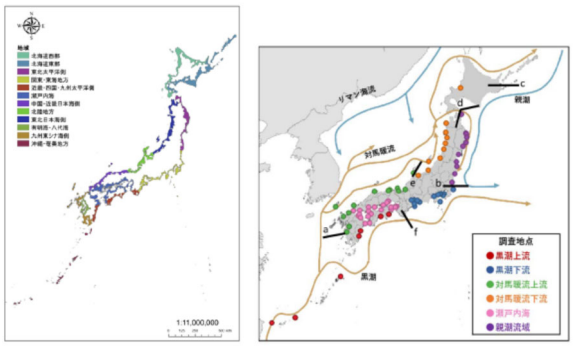 図Ⅱ.3.3　環境省調査における地域区分（左：12 地域の区分、右：沿岸域区分）	
 図Ⅱ.3.4　大島調査における調査位置	
①　自然系・人工系の割合 環境省調査によると海岸漂着物の内訳は、伊豆諸島が含まれる関東・東海地方では流木等の自然系漂着物と、ペットボトル、漁網、ブイ等の人工系漂着物の容積割合を比較すると、自然系がやや多い結果となっていた。 大島調査によると、自然系が約 75%を占める結果となっていた。	①　自然系・人工系の割合 実地調査にて確認された海岸漂着物の内訳については、流木等の自然系漂着物と、ペットボトル、漁網、ブイ等の人工系漂着物の容積割合を比較すると、自然系がやや多い結果となった。調査対象海岸が少ない利島、青ヶ島以外の島についてみると、新島、神津島でやや人工系が多い結果となっていた。
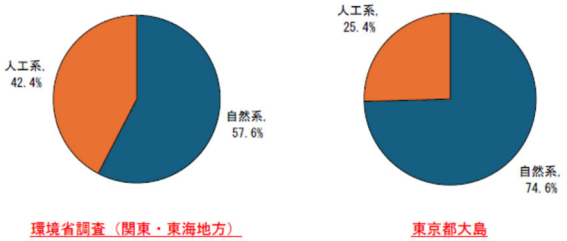 環境省調査（関東・東海地方）　　東京都大島 図Ⅱ.3.5　漂着物全体量の自然系及び人工系の容積割合	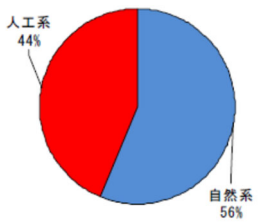 図Ⅱ.3.3　漂着物全体量の自然系及び人工系の容積割合

改　正　案	現　　行
② 人工系漂着物の材質別割合 環境省調査によると海岸漂着物のうち、伊豆諸島が含まれる黒潮下流地域における人工系漂着物の材質別の重量割合は、木（木材等）が最も多く約 36%を占め、次いで飲料用（ペットボトル）、発泡スチロール製フロート・ブイ（漁具）となっていた。 大島調査によると、木（木材等）が最も多く約 96%を占める結果となっていた。	② 人工系漂着物の材質別割合 実地調査にて確認された海岸漂着物のうち、人工系漂着物の材質別の容積割合は、木類（角材等加工木）が最も多く約 36%を占め、次いでプラスチック・ビニール類、発泡スチロールとなっていた。
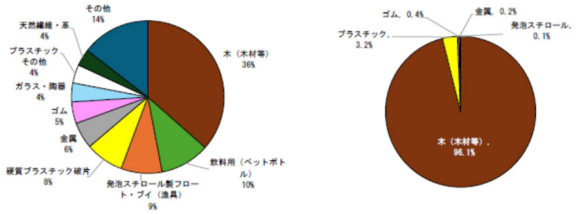 環境省調査（黒潮下流区域）　　東京都大島 図Ⅱ.3.6　人工系漂着物の材質別重量割合	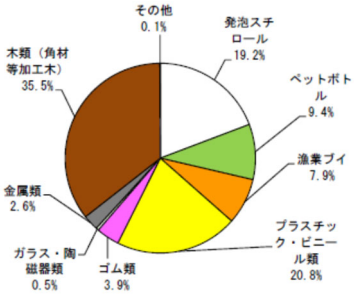 図Ⅱ.3.4　人工系漂着物の材質別容積割合
③ プラスチックの分類 環境省調査によると海岸漂着物のうち、プラスチックの発生元の分類別の重量割合は、海域由来人工系漂着物（ブイ、ロープ、漁網等）が約半数を占め最も多く、次いで、容器包装（ペットボトル、ポリ袋、食品容器等）、製品（ストロー、ライター、食器等）となっていた。 大島調査によると、その他が約半数を占め最も多く、次いで容器包装、海域由来となっていた。	③ 人工系漂着物の産業別割合 実地調査にて確認された海岸漂着物のうち、人工系漂着物の主要産業別の容積割合は、生活（一般生活用品）が大部分を占め最も多く、次いで、漁業系、生活（一般生活用品）・漁業系となっていた。
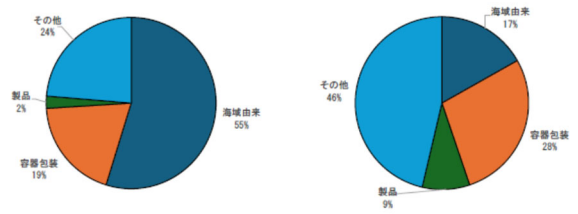 環境省調査（全国）　　東京都大島 図Ⅱ.3.7　プラスチックの発生元重量割合（全国）	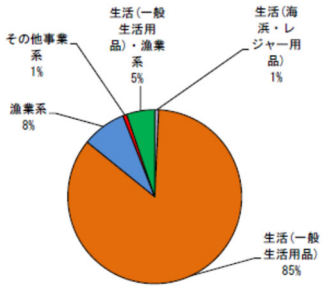 図Ⅱ.3.5　人工系漂着物の産業別容積割合
	表Ⅱ.3.2(1)　人工系海岸漂着物の発生源を考慮した産業別区分 産業別の区分：自然系／生活系（海浜レジャー）／生活系（一般） 内容（写真は実地調査において確認されたもの）

改　正　案	現　　行

④ 海外由来の漂着物

環境省調査によると海岸漂着物のうち、ペットボトルは全国で延べ11,904個回収され、そのうち7,031 個の言語が判別できた。そのうち、伊豆諸島近海の黒潮下流区域では、日本製は 87%となっており、それ以外の海外製は13%であった。

一方で、伊豆諸島は本島から離れており、黒潮の影響を大きく受ける地理的位置にある。同じように黒潮の影響を受ける沖縄を含めた黒潮上流区域では日本製は６％と少なく、中国をはじめとした海外製の割合は94%と大部分を占める結果となっていた。

なお、大島調査によると、言語表記等での製造国が読み取れないペットボトルが合計22個確認された。

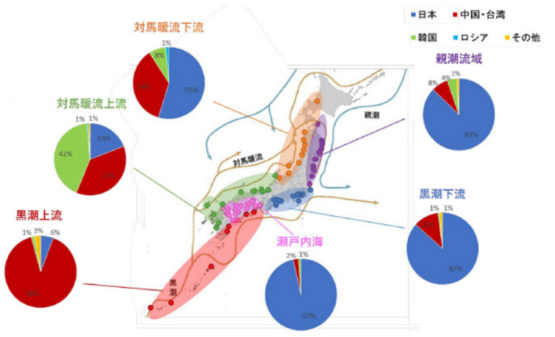

図Ⅱ.3.8　環境省調査におけるペットボトルの国別内訳

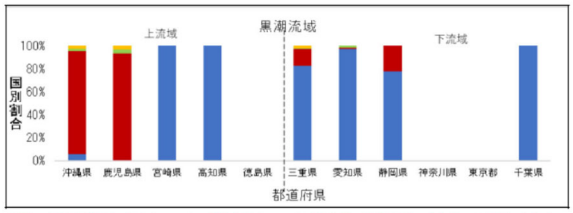

※図には言語が判別できたもののみの割合を示している（徳島県、神奈川県、東京都では判別できたものが０個）。

図Ⅱ.3.9　黒潮流域におけるペットボトルの表記言語別割合_都道府県別

表Ⅱ.3.2(2)　人工系海岸漂着物の発生源を考慮した産業別区分

産業別の区分	内容（写真は実地調査において確認されたもの）
漁業系	
その他事業系	

④ 海外由来の漂着物

実地調査にて確認された海岸漂着物のうち、ペットボトルは延べ1,314 本確認された。そのうち、日本製は877 本（約７割）となっており、それ以外の海外製は437 本（約３割）であった。海外製品の国別にみると、判別できたペットボトルの中では、中国が最も多く、次いで、ベトナム、台湾、韓国、マレーシアの順であった。

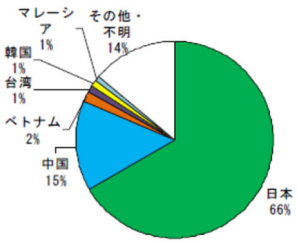

図Ⅱ.3.6　実地調査における
ペットボトルの国別内訳

改　正　案	現　　行
4　海岸漂着物対策の実施状況と課題 （1）回収・処理の実施状況と課題 ア 回収・処理の実施状況 （本文は現行のとおり） 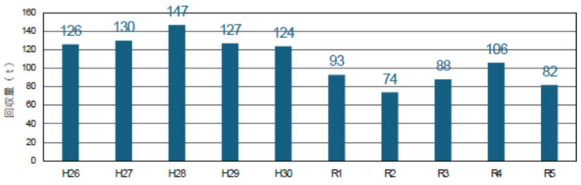 図Ⅱ.4.1　伊豆諸島における海岸漂着物回収実績 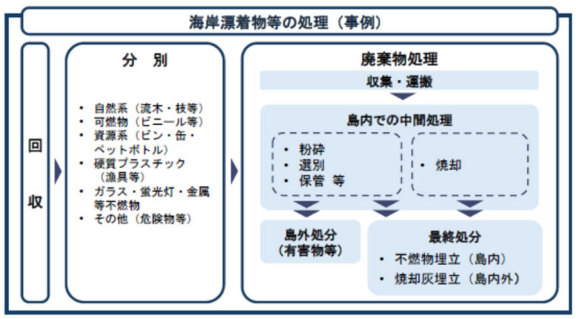 図Ⅱ.4.2　伊豆諸島における海岸漂着物等の処理の流れ イ 課題 海水浴の季節や観光に適した季節を中心として回収活動が行われているため、季節中と季節外での活動密度の差が大きい。また、海水浴場以外は島ごと、海岸ごとにより回収状況に大きな差がある。 また、台風の常襲地域であることから、台風や低気圧通過後に漂着物が大量に漂着するおそれがある。 海岸漂着物等の処理に当たっては、廃棄物処理の施設及び処理のノウハウを持つ地元自治体の協力が不可欠であることから、海岸管理者等と地元自治体における更なる連携協力の仕組みづくりが必要である。 （2）環境教育・普及啓発の実施状況と課題 海岸漂着物等の発生抑制を目的とした環境教育・普及啓発活動については、海水浴場となっている海岸にごみ箱を設置し、利用者や住民の美化への意識を高める取組がなされている海岸もあり、更なる効果的な取組がなされるよう連携を強化することが望まれる。	4　海岸漂着物対策の実施状況と課題 （1）回収・処理の実施状況と課題 ア 回収・処理の実施状況 （本文は略） 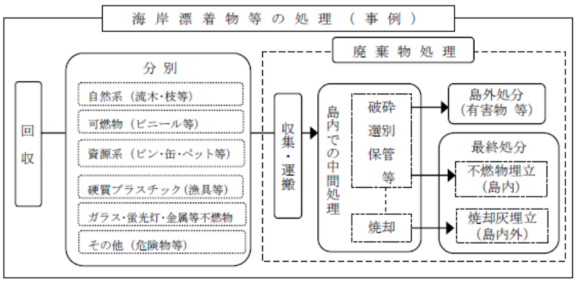 図Ⅱ.3.7　伊豆諸島における海岸漂着物等の処理の流れ イ 課題 海水浴の季節や観光に適した季節を中心として回収活動が行われているため、季節中と季節外での活動密度の差が大きい。また、海水浴場以外は島ごと、海岸ごとにより回収状況に大きな差がある。 また、台風の常襲地域であることから、台風や低気圧通過後に漂着物が大量に漂着するおそれがある。 海岸漂着物等の処理に当たっては、廃棄物処理の施設及び処理のノウハウを持つ地元自治体の協力が不可欠であることから、海岸管理者等と地元自治体が相互に連携協力して、回収・処理を実施していく仕組みづくりが必要である。 （2）環境教育・普及啓発の実施状況と課題 海岸漂着物等の発生抑制を目的とした環境教育・普及啓発活動については、海水浴場となっている海岸にごみ箱を設置し、利用者や住民の美化への意識を高める取組がなされている海岸があるなど一部で行われているものの、総合的な取組は行われていない。

改　正　案	現　　行
Ⅲ　伊豆諸島における海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向 1　伊豆諸島における海岸漂着物対策の基本的な方針 　海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の円滑な処理と効果的な発生抑制を施策の両輪として、それらを通じて海岸における良好な景観及び環境の保全を図っていくものである。 　海岸漂着物対策の実施に際しては、多様な主体の適切な役割分担と相互協力を図ることが肝要である。	Ⅲ　伊豆諸島における海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向 1　伊豆諸島における海岸漂着物対策の基本的な方針 　海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の円滑な処理と効果的な発生抑制を施策の両輪として、それらを通じて海岸における良好な景観及び環境の保全を図っていくものである。 　海岸漂着物対策の実施に際しては、多様な主体の適切な役割分担と相互協力を図ることが肝要である。
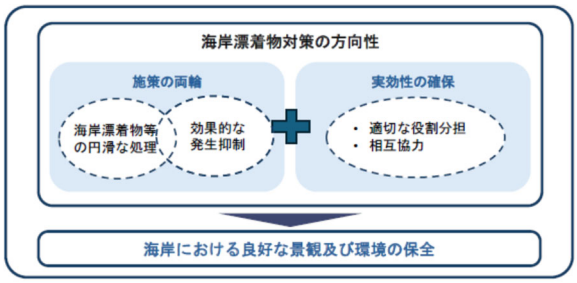 図Ⅲ．1．1　海岸漂着物対策の方向性	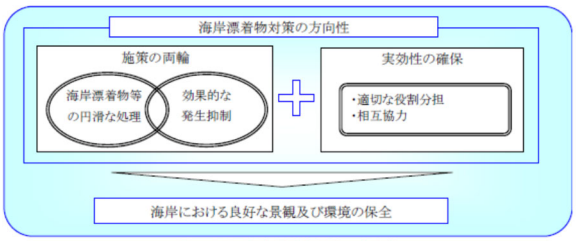 図Ⅲ．1．1　海岸漂着物対策の方向性
伊豆諸島は、豊かな自然環境と海岸景観を有しており、海岸漂着物対策の推進により、よりよい海岸環境を維持・保全していくことは、観光資源としての魅力の向上にもつながるものである。 　海岸漂着物等の回収については、実施状況や関係する活動主体の実施体制が各島によって様々であり、海水浴場では住民等による自主的なボランティア活動としてのビーチクリーン活動等が行われているものの、海水浴場以外での回収は地域によって差がある状況が調査結果から見出された。また、回収後の海岸漂着物等は、一般廃棄物の処理ルートに乗って地元自治体により処理（焼却・埋立等）されている。	伊豆諸島は、豊かな自然環境と海岸景観を有しており、海岸漂着物対策の推進により、よりよい海岸環境を維持・保全していくことは、観光資源としての魅力の向上にもつながるものである。 　海岸漂着物等の回収については、実施状況や関係する活動主体の実施体制が各島によって様々であり、海水浴場では住民等による自主的なボランティア活動としてのビーチクリーン活動等が行われているものの、海水浴場以外での回収は地域によって差がある状況が調査結果から見出された。また、回収後の海岸漂着物等は、一般廃棄物の処理ルートに乗って地元自治体により処理（焼却・埋立等）されているケースが多いことが明らかになった。
また、環境負荷低減のため、海岸漂着物等の処分に関しては、可能な限りリユース、リサイクルを優先し、資源の循環的な利用を行うことも必要となる。 　これらの現状を踏まえ、今後の伊豆諸島における海岸漂着物対策は、関係主体の役割分担を基本として、多様な主体の参画・連携を得ながら効率的・効果的に回収・処理を図り、併せて発生抑制のための対策を推進することにより、伊豆諸島における豊かで美しい海岸環境の保全を図ることを基本的な方針としていく。	また、環境負荷低減のため、海岸漂着物等の処分に関しては、可能な限りリユース、リサイクルを優先し、資源の循環的な利用を行うことも必要となる。 　これらの現状を踏まえ、今後の伊豆諸島における海岸漂着物対策は、関係主体の役割分担を明確にした上で、多様な主体の参画・連携を得ながら効率的・効果的に回収・処理を図り、併せて発生抑制のための対策を推進することにより、伊豆諸島における豊かで美しい海岸環境の保全を図ることを基本方針としていく。
2　目指すべき姿・目標 （現行のとおり）	2　目指すべき姿・目標 （略）
3　海岸漂着物処理推進法における関係主体の役割分担の考え方 （現行のとおり）	3　海岸漂着物処理推進法における関係主体の役割分担の考え方 （略）
（1）国 ○ 海岸漂着物対策に関し、総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する（海岸漂着物処理推進法第 9 条）。 ○ 海岸漂着物対策が、海岸を有する地域のみならずすべての地域において、国、地方公共団体、事業者、国	（1）国 ○ 海岸漂着物対策に関し、総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する（海岸漂着物処理推進法第 9 条）。

改　正　案	現　　行
民、民間の団体等が相互に連携を図りながら協力することにより着実に推進されることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする（同法第 12 条）。	
○ 海岸漂着物の流出に関し、都道府県間の協力を円滑に行う必要があると認めるときは、当該協力に関し、あっせんを行うことができる（同法第 19 条第２項）。	○ 海岸漂着物の流出に関し、都道府県間の協力を円滑に行う必要があると認めるときは、当該協力に関し、あっせんを行うことができる（同法第 19 条第２項）。
○ 外交上適切な対応をするとともに、海岸漂着物等の発生の状況及び原因に関する調査、民間の団体等との緊密な連携の確保等、環境教育の推進、普及啓発、調査研究等、海岸漂着物対策の推進に関する施策を講じるよう努める（同法第 21 条、第 22 条及び第 25 条から第 28 条まで）。	○ 外交上適切な対応をするとともに、海岸漂着物等の発生の状況及び原因に関する調査、民間の団体等との緊密な連携の確保等、環境教育の推進、普及啓発、調査研究等、海岸漂着物対策の推進に関する施策を講じるよう努める（同法第 21 条、第 22 条及び第 25 条から第 28 条まで）。
○ 地域住民の生活又は経済活動に支障を及ぼす漂流ごみ等の円滑な処理の推進を図るよう努めなければならない（同法第 21 条の２）。	
○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）その他の法令の規定に基づく規制と相まって、森林、農地、市街地、河川、海岸等においてみだりにごみその他の汚物又は不要物を捨てる行為を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない（同法第 23 条）。	
○ 土地の占有者又は管理者に対し、その占有し、又は管理する土地から海岸漂着物又は漂流ごみ等となる物が河川その他の公共の水域又は海域へ流出し、又は飛散することとならないよう、当該土地の適正な管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めなければならない（同法第 24 条１項）。	
○ 海岸漂着物対策を国際的協調の下で推進することの重要性に鑑み、海岸漂着物対策の推進に関する国際的な連携の確保及び海岸漂着物等の処理等に関する技術協力その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずるものとする（同法第 28 条の２）。	
○ 海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。財政措置を講ずるに当たっては、大量の海岸漂着物の在する離島における漂着物の処理経費について、特別の配慮をするものとする（同法第 29 条第１項及び第２項）。	○ 海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。財政措置を講ずるに当たっては、大量の海岸漂着物の在する離島における漂着物の処理経費について、特別の配慮をするものとする（同法第 29 条第１項及び第２項）。
（２）海岸管理者等 （現行のとおり）	（２）海岸管理者等 （略）
（３）占有者等 （現行のとおり）	（３）占有者等 （略）
（４）地方公共団体（都道府県）	（４）地方公共団体（都道府県）
○ 基本理念にのっとり、海岸漂着物対策に関し、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する（同法 10 条）。	
○ 海岸管理者等や占有者等による海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く）の円滑な処理が推進されるよう、必要な技術的助言やその他援助をすることができる（同法第 17 条第４項）。	○ 海岸管理者等や占有者等による海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く）の円滑な処理が推進されるよう、必要な技術的助言やその他援助をすることができる（同法第 17 条第４項）。
○ 海岸漂着物の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかな場合、海岸管理者等の要請に基づき、当該都道府県に処理等の事項に関し協力を求めることができる（同法 19 条第１項）。	○ 海岸漂着物の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかな場合、海岸管理者等の要請に基づき、当該都道府県に処理等の事項に関し協力を求めることができる（同法 19 条第１項）。

改　正　案	現　　行
○ 海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがあると認める場合において、特に必要があると認めるときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物の処理に関する協力を求めることができる（同法 20 条）。 ○ 地域住民の生活又は経済活動に支障を及ぼす漂流ごみ等の円滑な処理の推進を図るよう努めなければならない（同法第 21 条の２）。 ○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）その他の法令の規定に基づく規制と相まって、森林、農地、市街地、河川、海岸等においてみだりにごみその他の汚物又は不要物を捨てる行為を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない（同法第 23 条）。 ○ 占有者等に対し、その占有し、又は管理する土地から海岸漂着物又は漂流ごみ等となる物が河川その他の公共の水域又は海域へ流出し、又は飛散することとならないよう、当該土地の適正な管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努める（同法第 24 条第１項）。 ○ 発生状況及び原因に関する調査、民間の団体等との緊密な連携の確保等、環境教育の推進、普及啓発、海岸漂着物対策の推進に関する施策を講じるよう努める（同法第 22 条、第 25 条１項、２項及び第 26 条から第 27 条まで）。	○ 占有者等に対し、その占有し、又は管理する土地から海岸漂着物又は漂流ごみ等となる物が河川その他の公共の水域又は海域へ流出し、又は飛散することとならないよう、当該土地の適正な管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努める（同法第 24 条第１項）。 ○ 発生状況及び原因に関する調査、民間の団体等との緊密な連携の確保等、環境教育の推進、普及啓発、海岸漂着物対策の推進に関する施策を講じるよう努める（同法第 22 条及び第 25 条から第 27 条まで）。
【本計画における主体】 ・東京都環境局（廃棄物行政所管部署）	【本計画における主体】 ・東京都環境局（廃棄物行政所管部署）
（５）地方公共団体（市町村） ○ 基本理念にのっとり、海岸漂着物対策に関し、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する（同法 10 条）。 ○ 海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く）の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等又は占有者等に協力する（同法第 17 条第３項）。 ○ 海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く）により住民の生活又は経済活動に支障が生じていると認める場合は、海岸を管理する海岸管理者等に必要な措置を講ずるよう要請することができる（同法第 18 条）。 ○ 地域住民の生活又は経済活動に支障を及ぼす漂流ごみ等の円滑な処理の推進を図るよう努めなければならない（同法第 21 条の２）。 ○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）その他の法令の規定に基づく規制と相まって、森林、農地、市街地、河川、海岸等においてみだりにごみその他の汚物又は不要物を捨てる行為を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない（同法第 23 条）。 ○ 占有者等に対し、その占有し、又は管理する土地から海岸漂着物又は漂流ごみ等となる物が河川その他の公共の水域又は海域へ流出し、又は飛散することとならないよう、当該土地の適正な管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努める（同法第 24 条第１項）。 ○ 発生状況及び原因に関する調査、民間の団体等との緊密な連携の確保等、環境教育の推進、普及啓発等の海岸漂着物対策の推進に関する施策を講じるよう努め	（５）地方公共団体（市町村） ○ 海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く）の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等又は占有者等に協力する（同法第 17 条第３項）。 ○ 海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く）により住民の生活又は経済活動に支障が生じていると認める場合は、海岸を管理する海岸管理者等に必要な措置を講ずるよう要請することができる（同法第 18 条）。 ○ 発生状況及び原因に関する調査、民間の団体等との緊密な連携の確保等、環境教育の推進、普及啓発等の海岸漂着物対策の推進に関する施策を講じるよう努め

改　正　案	現　　行
る（同法第 22 条、第 25 条１項、２項及び第 26 条から第 27 条まで）。	る（同法第 22 条及び第 25 条から第 27 条まで）。
【本計画における主体】 ・大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村	【本計画における主体】 ・大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村
（６）事業者・国民 ○ 事業者は、その事業活動に伴って海岸漂着物等が発生することのないように努めるとともに、国及び地方公共団体が行う海岸漂着物対策に協力するよう努めなければならない（同法第 11 条第１項）。 ○ 国民は、海岸漂着物対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体が行う海岸漂着物対策に協力するよう努めなければならない（同法第 11 条第２項）。 ○ 事業者及び国民は、その所持する物を適正に管理し、若しくは処分すること、又はその占有し、若しくは管理する土地を適正に維持管理すること等により、海岸漂着物等の発生の抑制に努めなければならない（同法第 11 条第３項）。 ○ 事業者は、マイクロプラスチックの海域への流出が抑制されるよう、通常の用法に従った使用の後に河川その他の公共の水域又は海域に排出される製品へのマイクロプラスチックの使用の抑制に努めるとともに、廃プラスチック類の排出が抑制されるよう努めなければならない（同法第 11 条の２）。	（６）事業者・国民 ○ 事業者は、その事業活動に伴って海岸漂着物等が発生することのないように努めるとともに、国及び地方公共団体が行う海岸漂着物対策に協力するよう努めなければならない（同法第 11 条第１項）。 ○ 国民は、海岸漂着物対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体が行う海岸漂着物対策に協力するよう努めなければならない（同法第 11 条第２項）。 ○ 事業者及び国民は、その所持する物を適正に管理し、若しくは処分すること、又はその占有し、若しくは管理する土地を適正に維持管理すること等により、海岸漂着物等の発生の抑制に努めなければならない（同法第 11 条第３項）。
【本計画における主体】 ・住民、観光客等の来島者、ＮＰＯ、民間団体、その他事業者　等	【本計画における主体】 ・住民、観光客等の来島者、ＮＰＯ、民間団体、その他事業者　等
４　関係主体間の相互協力 （現行のとおり）	４　関係主体間の相互協力 （略）
（１）行政間の連携 （現行のとおり）	（１）行政間の連携 （略）
（２）地域住民・民間団体等の積極的な参画の推進 （現行のとおり）	（２）地域住民・民間団体等の積極的な参画の推進 （略）
（３）有識者・民間団体（地域外）等との連携 （現行のとおり）	（３）有識者・民間団体（地域外）等との連携 （略）

改　正　案	現　　行
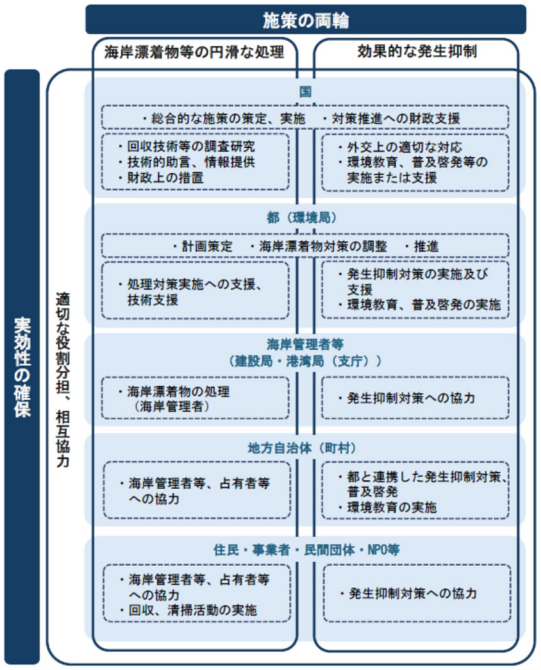	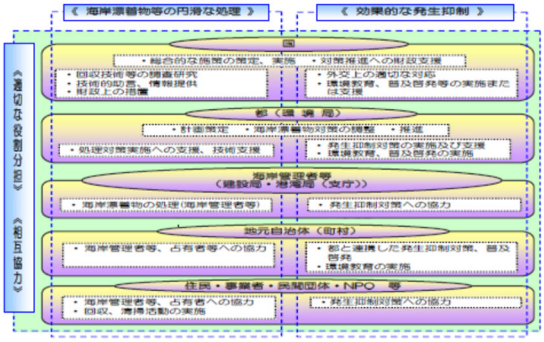
図Ⅲ.4.1　海岸漂着物対策における関係主体の役割分担と相互協力のイメージ	図Ⅲ.4.1　海岸漂着物対策における関係主体の役割分担と相互協力のイメージ

改　正　案

Ⅳ　海岸漂着物等の円滑な処理対策

1　対策方針

伊豆諸島での地域の実情に合わせた海岸漂着物等の円滑な処理対策は、基本的方向を踏まえた次の方針に基づき具体的に実施していくこととする。

（1）都は、海岸漂着物対策を重点的に推進する海岸の区域（重点区域海岸）を設定する。
（2）海岸管理者等は、所管する重点区域海岸における海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く）の処理を行う。
（3）各町村は、必要に応じ、海岸管理者等による処理対策に協力する。
（4）都は、住民等による主体的かつ自発的な回収活動について、その活動を尊重しながら、今後も継続実施が図られるよう、各町村の協力を得て技術的な支援等を行う。
（5）漂流ごみは国、都、町村が協力して円滑な処理の推進を図るように努める。

2　対策を重点的に推進する区域（重点区域海岸）の設定

（現行のとおり）

（1）設定の方法

（現行のとおり）

表Ⅳ.2.1　重点区域海岸の設定要件

	項目	内容		抽出
①	海岸利用	直接利用	海水浴、サーフィン、スノーケリングなどの海岸利用が多い海岸	いずれかに該当
		間接利用	優れた景観や史跡等を有する景勝地となっている海岸	
	自然環境	ウミガメの産卵・ふ化や海鳥の繁殖などが確認されている海岸		
②	海岸漂着物量	海岸漂着物量の多い海岸（現存量調査の結果による被覆率が高い海岸）		いずれかに該当
	回収実績	住民等による回収活動実績がある海岸（現地ヒアリング調査の結果による。）		
③	回収作業の効率性	海岸へのアクセス性など漂着物の回収に当たっての効率性（困難性）（岩礁帯等であり回収作業の安全確保が困難な海岸や、搬出入が船舶のみに限られる海岸を除外）		除外※

※新規に追加する場合は、個別に判断する。

抽出結果について、関係行政機関の意見を聞き、地域事情等も考慮したうえで、平成 26 年度に重点区域海岸として 47 海岸を設定した。

今年度は新たに海岸管理者や地元の自治体等から調査要望があった海岸について、現地調査結果及び重点区域海岸の設定要件を鑑み、重点区域海岸として８海岸を追加することとした。その他、既存の重点区域海岸について、日常の維持管理状況を踏まえ対象区域の範囲等の変更を行った。

現　　行

Ⅳ　海岸漂着物等の円滑な処理対策

1　対策方針

伊豆諸島での地域の実情に合わせた海岸漂着物等の円滑な処理対策は、基本的方向を踏まえた次の方針に基づき具体的に実施していくこととする。

（1）都は、海岸漂着物対策を重点的に推進する海岸の区域（重点区域海岸）を設定する。
（2）海岸管理者等は、所管する重点区域海岸における海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く）の処理を行う。
（3）各町村は、必要に応じ、海岸管理者等による処理対策に協力する。
（4）都は、住民等による主体的かつ自発的な回収活動について、その活動を尊重しながら、今後も継続実施が図られるよう、各町村の協力を得て技術的な支援等を行う。

2　対策を重点的に推進する区域（重点区域海岸）の設定

（略）

（1）設定の方法

（略）

表Ⅳ.2.1　重点区域海岸の設定要件

	項目	内容		抽出
①	海岸利用	直接利用	海水浴、サーフィン、スノーケリングなどの海岸利用が多い海岸	いずれかに該当
		間接利用	優れた景観や史跡等を有する景勝地となっている海岸	
	自然環境	ウミガメの産卵・ふ化や海鳥の繁殖などが確認されている海岸		
②	海岸漂着物量	海岸漂着物量の多い海岸（現存量調査の結果による被覆率が高い海岸）		いずれかに該当
	回収実績	住民等による回収活動実績がある海岸（現地ヒアリング調査の結果による。）		
③	回収作業の効率性	海岸へのアクセス性など漂着物の回収に当たっての効率性（困難性）（岩礁帯等であり回収作業の安全確保が困難な海岸や、搬出入が船舶のみに限られる海岸を除外）		除外

抽出結果について、関係行政機関の意見を聞き、地域事情等も考慮したうえで、重点区域海岸として 47 海岸を設定した。

改　正　案

（２）設定した重点区域海岸（54 海岸）の概要

表Ⅳ.2.2　重点区域海岸一覧表

海岸No.	島名	海岸名	② 直接利用（注1）	② 間接利用（注1）	② 自然環境（注2）	② 漂着物量（被覆率）（注3）	② 回収実績	海岸の所管
01	大島	野田浜	利用	利用		Ⅰ	あり	東京都建設局
02		野地～長根浜	利用	利用		Ⅰ・Ⅱ	あり	東京都建設局
03		弘法浜～湯の浜	利用			Ⅱ	あり	東京都建設局、港湾局
04		王の浜南	利用			Ⅰ	あり	東京都建設局
05		砂の浜	利用		カメ	Ⅰ	あり	東京都建設局
06		トウシキ海岸	利用			－（注4）	あり	東京都建設局
07		オタイネ浜～筆島	利用	利用		Ⅱ・Ⅲ	あり	東京都建設局
08		メメズ浜	利用			Ⅱ	あり	東京都建設局
09		行者浜	利用			Ⅱ	あり	東京都建設局
10		秋の浜	利用			Ⅲ	あり	東京都建設局
11		日の出ヶ浜	利用			Ⅱ	あり	東京都港湾局
12	利島	新浜～利島港	利用	利用		Ⅱ・Ⅲ	あり	東京都建設局、港湾局
13	新島	若郷前浜	利用			Ⅰ	あり	東京都建設局、港湾局
14		和田浜	利用			Ⅱ	あり	東京都建設局、港湾局
15		前浜	利用			Ⅰ・Ⅱ	あり	東京都港湾局
16		新島港～黒根	利用			Ⅰ	あり	東京都建設局、港湾局
17		間々下	利用			Ⅰ	あり	東京都建設局
18		長浜 羽伏浦	利用	利用	カメ	Ⅲ・Ⅳ	あり	東京都建設局
19		渋井浦	利用	利用		Ⅲ	あり	東京都建設局
20	式根島	泊	利用	利用		Ⅰ	あり	東京都港湾局
21		大浦	利用	利用		Ⅱ	あり	東京都建設局
22		中の浦	利用	利用		Ⅱ	あり	東京都建設局
23		釜の下	利用	利用		Ⅰ	あり	東京都建設局
24		石白川	利用	利用		Ⅱ	あり	東京都建設局

（次ページに続く。）

海岸No.	島名	海岸名	② 直接利用（注1）	② 間接利用（注1）	② 自然環境（注2）	② 漂着物量（被覆率）（注3）	② 回収実績	海岸の所管
25	神津島	長浜	利用	利用		Ⅱ	あり	東京都建設局
26		めいし海岸	利用			Ⅱ	あり	東京都建設局
27		沢尻	利用	利用	カメ	Ⅰ	あり	東京都建設局
28		前浜	利用	利用	カメ	Ⅱ	あり	東京都港湾局
29		三浦漁港～多幸浜	利用	利用	カメ	Ⅰ・Ⅲ	あり	東京都建設局、港湾局
30		恵比須	利用			Ⅳ		東京都建設局
31	三宅島	大久保浜	利用	利用	カメ	Ⅰ・Ⅱ	あり	東京都建設局、港湾局
32		大船渡南～伊ヶ谷南（△）	利用	利用	カメ	Ⅱ～Ⅳ	あり	東京都建設局、港湾局
33		今崎～阿古漁港（△）	利用	利用		Ⅱ～Ⅳ	あり	東京都建設局、港湾局
34		横ま海岸	利用			Ⅲ		東京都港湾局
35		三池港南～三池浜			カメ	Ⅱ		東京都港湾局
36		三七山裏		利用	カメ	Ⅱ・Ⅲ		東京都建設局
37		奈場越～アノウ崎		利用		Ⅲ・Ⅳ		東京都建設局
38		釜の尻	利用			Ⅱ		東京都建設局
39		飛行場下（○）	利用			Ⅱ～Ⅳ		東京都建設局、港湾局
40		沖原海岸（○）		利用		Ⅰ・Ⅲ・Ⅳ		東京都建設局
41	御蔵島	御蔵島港（△）	利用	利用		Ⅰ～Ⅲ	あり	東京都建設局、港湾局
42	八丈島	南原千畳敷～長崎（△）	利用	利用		Ⅱ・Ⅲ	あり	東京都建設局
43		横間ヶ浦	利用			Ⅱ	あり	東京都建設局
44		乙千代ヶ浜	利用	利用		Ⅰ	あり	東京都建設局
45		汐間海岸（△）	利用			Ⅱ	あり	東京都建設局
46		洞輪沢漁港（△）	利用			Ⅱ	あり	東京都港湾局
47		洞輪沢海岸（△）	利用			Ⅱ	あり	東京都建設局
48		底土港（△）	利用			Ⅲ・Ⅳ	あり	東京都港湾局
49		底土海水浴場	利用	利用	カメ	Ⅱ	あり	東京都港湾局
50		鑓戸湾（△）	利用			Ⅱ	あり	東京都建設局
51		八重根港（○）	利用			Ⅰ・Ⅱ	あり	東京都港湾局
52		八重根漁港（○）	利用			Ⅱ・Ⅳ	あり	東京都港湾局
53		神湊漁港（○）	利用			Ⅰ・Ⅱ		東京都港湾局
54		中之郷漁港（○）	利用			Ⅰ・Ⅲ	あり	東京都港湾局

※ 平成 24 年度に海岸漂着物の現存量調査 206 海岸（7 ページ）に利用状況を考慮した 1 海岸を加え（注 4）、159 海岸に統合した海岸のうち 47 海岸を設定。令和 6 年度に新たに 8 海岸を追加して近接する既存の重点区域海岸との統合等を踏まえて 54 海岸とした。（資料編 3、4 ページ）

※ 海岸名の後の記号は、「○：令和 6 年度に追加」、「△：以前の重点区域海岸から範囲変更」を示す。

（注 1）①直接利用：利用（海水浴やサーフィン等での利用が多いことを表す。）

現　　行

（２）設定した重点区域海岸（47 海岸）の概要

表Ⅳ.2.2　重点区域海岸一覧表

海岸No.	島名	海岸名	① 直接利用（注1）	① 間接利用（注1）	① 自然環境（注2）	② 漂着物量（被覆率）（注3）	② 回収実績	海岸の所管
01	大島	野田浜	利用	利用		Ⅰ	あり	東京都建設局
02		野地～長根浜	利用	利用		Ⅰ・Ⅱ	あり	東京都建設局
03		弘法浜～湯の浜	利用			Ⅱ	あり	東京都建設局、港湾局
04		王の浜南	利用			Ⅰ	あり	東京都建設局
05		砂の浜	利用		カメ	Ⅰ	あり	東京都建設局
06		トウシキ海岸	利用			－（注4）	あり	東京都建設局
07		オタイネ浜～筆島	利用	利用		Ⅱ・Ⅲ	あり	東京都建設局
08		メメズ浜	利用			Ⅱ	あり	東京都建設局
09		行者浜	利用			Ⅱ	あり	東京都建設局
10		秋の浜	利用			Ⅲ	あり	東京都建設局
11		日の出ヶ浜	利用			Ⅱ	あり	東京都港湾局
12	利島	新浜～利島港	利用	利用		Ⅱ・Ⅲ	あり	東京都建設局、港湾局
13	新島	若郷前浜	利用			Ⅰ	あり	東京都建設局、港湾局
14		和田浜	利用			Ⅱ	あり	東京都建設局、港湾局
15		前浜	利用			Ⅰ・Ⅱ	あり	東京都港湾局
16		新島港～黒根	利用			Ⅰ	あり	東京都建設局、港湾局
17		間々下	利用			Ⅰ	あり	東京都建設局
18		長浜 羽伏浦	利用	利用	カメ	Ⅲ・Ⅳ	あり	東京都建設局
19		渋井浦	利用	利用		Ⅲ	あり	東京都建設局
20	式根島	泊	利用	利用		Ⅰ	あり	東京都港湾局
21		大浦	利用	利用		Ⅱ	あり	東京都建設局
22		中の浦	利用	利用		Ⅱ	あり	東京都建設局
23		釜の下	利用	利用		Ⅰ	あり	東京都建設局
24		石白川	利用	利用		Ⅱ	あり	東京都建設局
25	神津島	長浜	利用	利用		Ⅱ	あり	東京都建設局
26		めいし海岸	利用			Ⅱ	あり	東京都建設局
27		沢尻	利用	利用	カメ	Ⅰ	あり	東京都建設局
28		前浜	利用	利用	カメ	Ⅱ	あり	東京都港湾局
29		三浦漁港～多幸浜	利用	利用	カメ	Ⅰ・Ⅲ	あり	東京都建設局、港湾局
30		恵比須	利用			Ⅳ		東京都建設局

（次ページに続く。）

海岸No.	島名	海岸名	① 直接利用（注1）	① 間接利用（注1）	① 自然環境（注2）	② 漂着物量（被覆率）（注3）	② 回収実績	海岸の所管
31	三宅島	大久保浜	利用	利用	カメ	Ⅱ	あり	東京都建設局、港湾局
32		大船渡南～伊ヶ谷南	利用	利用	カメ	Ⅰ・Ⅲ	あり	東京都建設局、港湾局
33		今崎～阿古漁港	利用	利用		Ⅱ・Ⅲ	あり	東京都建設局、港湾局
34		横ま海岸	利用			Ⅲ		東京都港湾局
35		三池港南～三池浜			カメ	Ⅰ・Ⅲ		東京都港湾局
36		三七山裏		利用	カメ	Ⅲ		東京都建設局
37		奈場越～アノウ崎		利用		Ⅲ・Ⅳ		東京都建設局
38		釜の尻	利用			Ⅲ		東京都建設局
39	御蔵島	御蔵島港	利用	利用		Ⅰ～Ⅲ	あり	東京都建設局、港湾局
40	八丈島	南原千畳敷～風けん ヶ浜	利用	利用		Ⅰ～Ⅳ	あり	東京都建設局
41		横間ヶ浦	利用			Ⅱ	あり	東京都建設局
42		乙千代ヶ浜	利用	利用		Ⅰ	あり	東京都建設局
43		汐間海岸	利用			Ⅲ	あり	東京都建設局
44		洞輪沢漁港	利用			Ⅰ	あり	東京都建設局、港湾局
45		底土港	利用			Ⅳ	あり	東京都港湾局
46		底土海水浴場	利用	利用	カメ	Ⅰ・Ⅱ	あり	東京都港湾局
47		鑓戸湾	利用			Ⅱ	あり	東京都建設局、港湾局

※ 海岸漂着物の現存量調査 206 海岸（7 ページ）に利用状況を考慮した 1 海岸を加え（注 4）、159 海岸に統合した海岸のうち 47 海岸を設定（資料編 3 ページ）

（注 1）①直接利用：利用（海水浴やサーフィン等での利用が多いことを表す。）

改　正　案	現　　行
間接利用：利用（優れた景観や史跡等を有する景勝地となっていることを表す。） （注 2）①自然環境：カメ（カメの産卵が確認されていることを表す。） （注 3）②漂着物量：海岸漂着物の評価区分（７ページ）による。 （Ⅰ：漂着物がないか少ない。Ⅱ：やや多い。Ⅲ：多い。Ⅳ：非常に多い。Ⅴ：漂着物の山） （注 4）現存量調査後に利用状況を考慮し設定したため、漂着物量の調査結果が不足している。 （注 5）青ヶ島は、調査の結果「重点区域海岸なし」となった。 図Ⅳ. 2. 1（1）重点区域海岸（大島）～ 図Ⅳ. 2. 1（5）重点区域海岸（神津島） （現行のとおり）	間接利用：利用（優れた景観や史跡等を有する景勝地となっていることを表す。） （注 2）①自然環境：カメ（カメの産卵が確認されていることを表す。） （注 3）②漂着物量：海岸漂着物の評価区分（７ページ）による。 （Ⅰ：漂着物がないか少ない。Ⅱ：やや多い。Ⅲ：多い。Ⅳ：非常に多い。Ⅴ：漂着物の山） （注 4）現存量調査後に利用状況を考慮し設定したため、漂着物量の調査結果が不足している。 （注 5）青ヶ島は、調査の結果「重点区域海岸なし」となった。 図Ⅳ. 2. 1（1）重点区域海岸（大島）～ 図Ⅳ. 2. 1（5）重点区域海岸（神津島） （略）
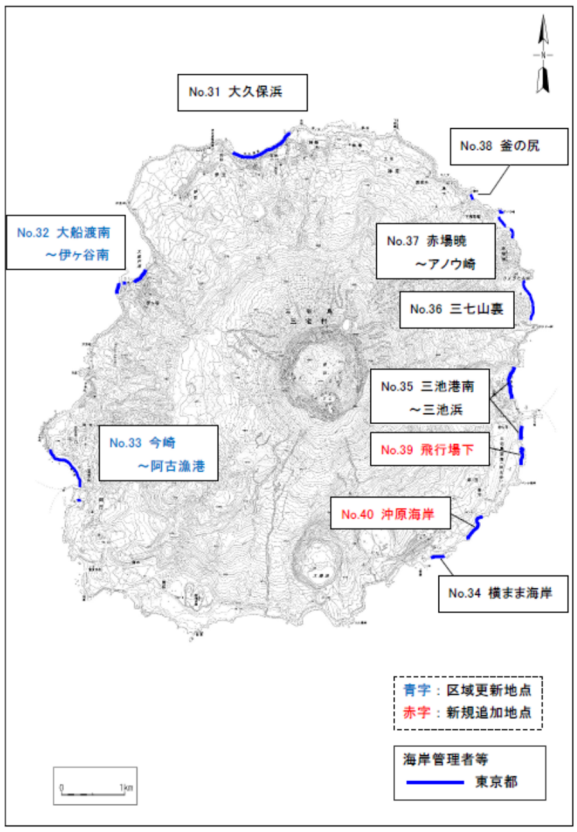 図Ⅳ. 2. 1（6）重点区域海岸（三宅島）	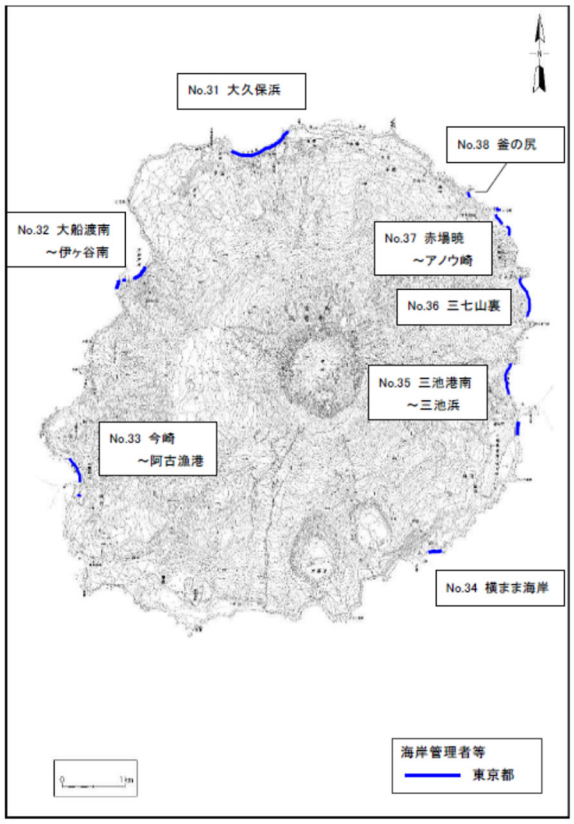 図Ⅳ. 2. 1（6）重点区域海岸（三宅島）

改　正　案	現　　行
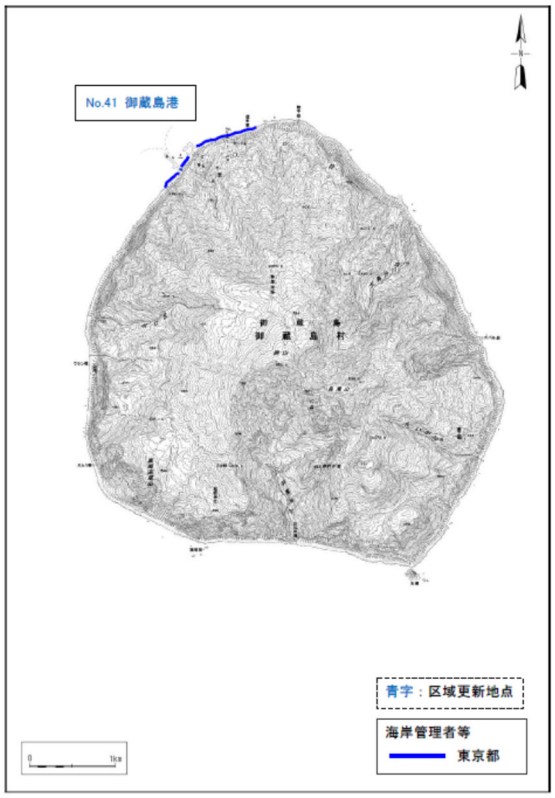 図Ⅳ.2.1（7）重点区域海岸（御蔵島）	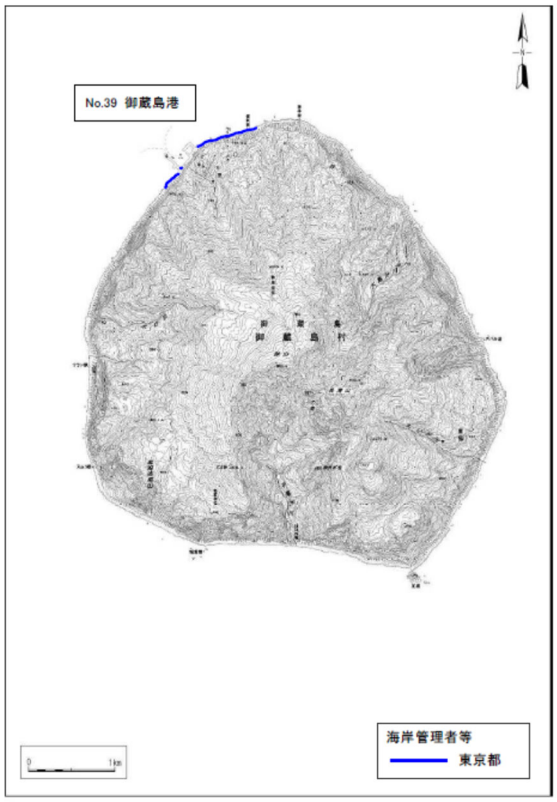 図Ⅳ.2.1（7）重点区域海岸（御蔵島）
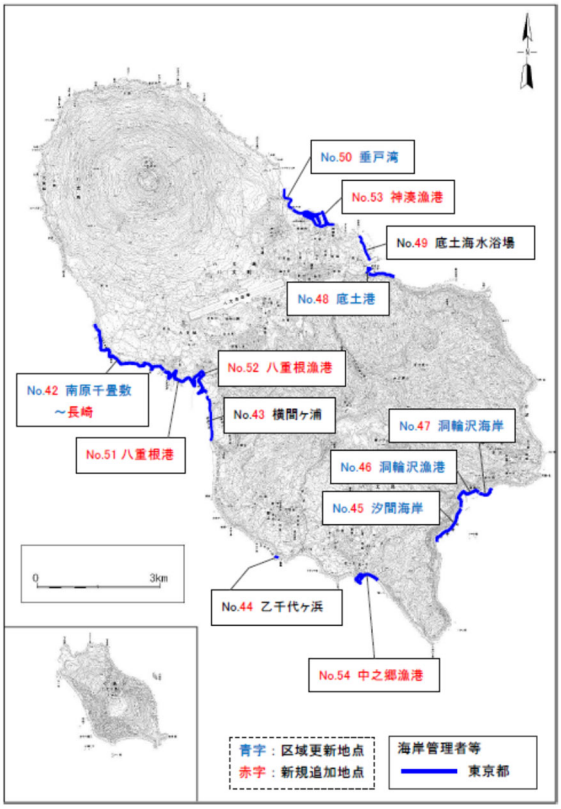 図Ⅳ.2.1（8）重点区域海岸（八丈島）	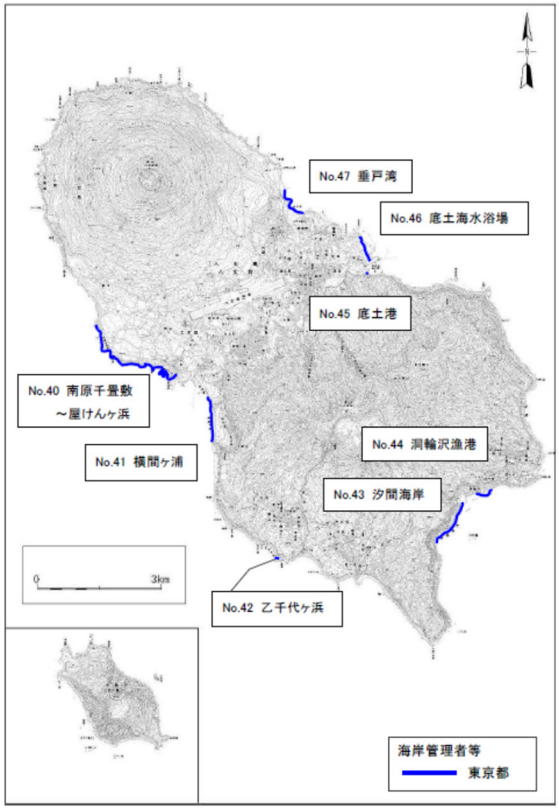 図Ⅳ.2.1（8）重点区域海岸（八丈島）

改　正　案

3　対策内容

（本文は現行のとおり）

表Ⅳ.3.1　回収・処理に関する対策内容

事　項	具体的な取組	関係主体
各主体の連携	○ 都は、各主体の協力を得て、実施時期や場所等の把握に努め、計画的に実施が図られるよう、総合的な調整に努める。 ○ 回収・処理の実施に当たっては、海岸管理者等は、各町村と「協定」等を締結するなど、連携した実施体制の確保に努める。	都 各実施主体
回収	（日常的な回収活動） ○ 海岸管理者等は、都、町村及び住民等と連携し実施する。 ○ 住民等による回収活動については、自発性・主体性を尊重し、継続して実施するよう努める。 ○ 都は、住民等による継続的な実施が図られるよう、町村と協力し技術的な支援を行う。 ○ 回収にあたっては、その後の処理において再資源化が容易になるように、可能な範囲で素材ごとに分別を行う。 （大型ごみ等） ○ 大型で重機等の使用や船による回収が必要な海岸漂着物等は、海岸漂着物等の多い海岸を優先して計画的に実施する（年１回程度）。 ○ 必要に応じて、町村などと連携して実施する。	海岸管理者等 住民等 町村 都
処理 （収集運搬 島内処理 島外搬出・処分）	○ 海岸管理者等が廃棄物処理のノウハウ及び施設を有する町村と連携して実施する。 ○ 海岸漂着物等の処分に関しては、可能な限りリユース、リサイクルを優先する。	海岸管理者等 町村
	○ 都は、運搬ルートや処理の合理化、処理施設のある自治体との調整連携など、効率的な処理体制の構築を目指す	都
住民等との窓口	○ 町村は、回収活動を行う住民等との一次的な連絡相談・調整の窓口を担う。	町村
特記事項	○ 事業者がその事業として海岸漂着物等の回収を行う場合は、回収した海岸漂着物等は、自らの責任において適正に処理する。	

4　緊急時の対応

（現行のとおり）

（１）台風等による災害時の対応

（現行のとおり）

（２）災害時以外の対応

　災害などに起因せず大量又は大型の海岸漂着物が漂着した場合は、海岸管理者等は、速やかに情報収集に努め、町村などの関係機関と連携し処理する。

　例えば、伊豆諸島では、周辺海域に鯨類やアオウミガメが生息しており、これらがストランディング（座礁・漂着）した場合には、「鯨類座礁対処マニュアル」（水産庁、令和４年６月 17 日（令和６年７月一部改正））に準じ、海岸管理者等、町村、民間団体及び支庁（水産部署）等が連携して対応することとする。

（３）船舶等から流出した油や有害液体物質等の対応

（現行のとおり）

（４）海岸漂着危険物の対応

（現行のとおり）

（５）漂流ごみ等への対応

　伊豆諸島の周辺海域において漂流し、又はその海底に存する漂流ごみ等は、海洋環境に影響を及ぼすとともに、船舶の航行の障害や漁業操業の支障となることから、回収処理を講ずる際には、基本方針を踏まえ、国、都、町村、漁業関係者等が連携・協力を図りつつ、必要な措置を講ずるように努める。

（以降、現行のとおり）

現　　行

3　対策内容

（略）

表Ⅳ.3.1　回収・処理に関する対策内容

事　項	具体的な取組	関係主体
各主体の連携	○ 都は、各主体の協力を得て、実施時期や場所等の把握に努め、計画的に実施が図られるよう、総合的な調整に努める。 ○ 回収・処理の実施に当たっては、海岸管理者等は、各町村と「協定」等を締結するなど、連携した実施体制の確保に努める。	都 各実施主体
回収	（日常的な回収活動） ○ 海岸管理者等は、都、町村及び住民等と連携し実施する。 ○ 住民等による回収活動については、自発性・主体性を尊重し、継続して実施するよう努める。 ○ 都は、住民等による継続的な実施が図られるよう、町村と協力し技術的な支援を行う。 （大型ごみ等） ○ 大型で重機等の使用や船による回収が必要な海岸漂着物等は、海岸漂着物等の多い海岸を優先して計画的に実施する（年１回程度）。 ○ 必要に応じて、町村などと連携して実施する。	海岸管理者等 住民等 町村 都
処理 （収集運搬 島内処理 島外搬出・処分）	○ 海岸管理者等が廃棄物処理のノウハウ及び施設を有する町村と連携して実施する。 ○ 海岸漂着物等の処分に関しては、可能な限りリユース、リサイクルを優先する。	海岸管理者等 町村
	○ 都は、運搬ルートや処理の合理化、処理施設のある自治体との調整連携など、効率的な処理体制の構築を目指す	都
住民等との窓口	○ 町村は、回収活動を行う住民等との一次的な連絡相談・調整の窓口を担う。	町村
特記事項	○ 事業者がその事業として海岸漂着物等の回収を行う場合は、回収した海岸漂着物等は、自らの責任において適正に処理する。	

4　緊急時の対応

（略）

（１）台風等による災害時の対応

（略）

（２）災害時以外の対応

　災害などに起因せず大量又は大型の海岸漂着物が漂着した場合は、海岸管理者等は、速やかに情報収集に努め、町村などの関係機関と連携し処理する。

　例えば、伊豆諸島では、周辺海域に鯨類やアオウミガメが生息しており、これらがストランディング（座礁・漂着）した場合には、「鯨類座礁対処マニュアル」（水産庁、令和４年６月 17 日（令和５年６月一部修正））に準じ、海岸管理者等、町村、民間団体及び支庁（水産部署）等が連携して対応することとする。

（３）船舶等から流出した油や有害液体物質等の対応

（略）

（４）海岸漂着危険物の対応

（略）

（５）漂流ごみ等への対応

　伊豆諸島の周辺海域において漂流し、又はその海底に存する漂流ごみ等は、海洋環境に影響を及ぼすとともに、船舶の航行の障害や漁業操業の支障となることから、回収処理を講ずる際には、関係機関の連携による漂流ごみ等の処理体制の整備に向けた基本的な考え方を踏まえ、国、都、町村、漁業関係者等が連携・協力を図りつつ、必要な措置を講ずるように努める。

（略）

改　正　案

Ⅴ　効果的な発生抑制対策

1　対策方針

（本文は現行のとおり）

【参考】東京都におけるプラスチック資源循環に向けた取り組み

東京都では、近年、海洋への流出が問題となっているプラスチック類について、国で令和元年5月に作成されたプラスチック資源循環戦略などの取り組みを踏まえて、「プラスチック削減プログラム」を策定し、海洋プラスチック問題へ取り組んでいる。

1. CO_2 実質ゼロの持続可能なプラスチック利用を目指して
・資源のサプライチェーンにおける CO_2 も含めた実質ゼロへ向けて、カーボン・クローズド・サイクルによるプラスチック利用の姿を提示

2. 2030 年目標の達成に向けた施策
・新たなビジネスモデル構築支援 容器包装リサイクル法の分別、収集促進、事業系プラ対策、ペットボトルのボトル to ボトル、国内有効利用の拡大に向けた実証事業（緊急対策）、熱回収からの転換 等

3. 施策の進め方
・東京 2020 大会での取組、国際的連携、廃棄物処理法の運用合理化、革新的な技術・ビジネスモデル促進 等

2　対策内容

海岸漂着物等の発生抑制及び発生抑制のための普及啓発等の対策内容は次のとおりとする。

表Ⅴ.2.1　発生抑制・普及啓発に関する対策内容

事　項		具体的な取組	関係主体
発生抑制	廃棄物等の水域等への流出又は飛散の防止	○ 都及び各町村は、長期的には海岸漂着物等の発生抑制につながるという観点から、「東京都資源循環・廃棄物処理計画」や各町村の「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、プラスチックを含む３R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、循環型社会の構築を目指す。	都 町村
		○ 町村は住民や観光客等の来島者、事業者等と協力し、廃プラスチックを含むごみの水域等への流出又はポイ捨てなどによる飛散をさせることのないようにし、ごみの投棄・散乱防止に努める。特に、廃プラスチックについては、マイクロプラスチックになる前に、前述の排出抑制に努める。	町村等
普及啓発・環境教育	普及啓発の推進	○ 都や各町村は、パンフレットやホームページ、広報誌などを活用して海岸漂着物等に対する理解を深め、実情や取組状況の周知及び活動参加の呼びかけを図る。 ○ こうした取組は、観光協会等と連携することにより、地域住民だけでなく観光客等の来島者に対しても行う。	都 町村
	環境教育の推進	○ 学校教育の一環として既に実施されている内容（総合学習、野外活動など）を継続するとともに、上記普及啓発資料を学校教材として活用するなどにより、内容の充実を図る。	都 町村
特記事項		処理対策の実施によって得られた情報を適宜反映するものとする。	

現　　行

Ⅴ　効果的な発生抑制対策

1　対策方針

（本文は略）

2　対策内容

海岸漂着物等の発生抑制及び発生抑制のための普及啓発等の対策内容は次のとおりとする。

表Ⅴ.2.1　発生抑制・普及啓発に関する対策内容

事　項		具体的な取組	関係主体
発生抑制	廃棄物等の水域等への流出又は飛散の防止	○ 都及び各町村は、長期的には海岸漂着物等の発生抑制につながるという観点から、廃棄物処理計画に基づき、３R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、循環型社会の構築を目指す。	都 町村
		○ 住民や観光客等の来島者、事業者等に対し、ごみの水域等への流出又は飛散をさせることのないようにし、ごみの投棄・散乱防止に努める。	町村等
普及啓発・環境教育	普及啓発の推進	○ 都や各町村は、パンフレットやホームページ、広報誌などを活用して海岸漂着物等に対する理解を深め、実情や取組状況の周知及び活動参加の呼びかけを図る。 ○ こうした取組は、観光協会等と連携することにより、地域住民だけでなく観光客等の来島者に対しても行う。	都 町村
	環境教育の推進	○ 学校教育の一環として既に実施されている内容（総合学習、野外活動など）を継続するとともに、上記普及啓発資料を学校教材として活用するなどにより、内容の充実を図る。	都 町村
特記事項		処理対策の実施によって得られた情報を適宜反映するものとする。	

改　正　案	現　　行
Ⅵ　配慮事項 1　他の関係法令に基づく各種の計画等との整合 　伊豆諸島では、東京都離島振興計画（東京都）をはじめ、様々な計画が定められている。本計画においてはこうした計画等との整合を図るものとする。主なものを次に示す。 ○東京都離島振興計画（令和５年度～令和 14 年度） ○伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画（平成 29 年４月、東京都） ○富士箱根伊豆国立公園　公園計画（環境省） ○プラスチック削減プログラム（令和元年 12 月、東京都） ○ゼロエミッション東京戦略 2020Update　&　Report（令和２年、東京都） ○東京都資源循環・廃棄物処理計画（令和３年、東京都） 2　海岸漂着物対策を実施する上での環境への配慮 （現行のとおり） 3　離島地域の地理的な制限への配慮 　伊豆諸島を含めた離島地域では、本島のみならず海外からの大量の海岸漂着物が流れ着く地理的な特徴を有する。海岸漂着物等の発生抑制や適正処理にあたっては、離島の置かれている状況を踏まえつつ都と町村が協力して施策を実施していく。	Ⅵ　配慮事項 1　他の関係法令に基づく各種の計画等との整合 　伊豆諸島では、東京都離島振興計画（東京都）をはじめ、様々な計画が定められている。本計画においてはこうした計画等との整合を図るものとする。主なものを次に示す。 ○東京都離島振興計画（令和５年度～令和 14 年度） ○伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画（平成 29 年４月、東京都） ○富士箱根伊豆国立公園　公園計画（環境省） 2　海岸漂着物対策を実施する上での環境への配慮 （略）

改　正　案	現　　行
Ⅶ　その他 1　海岸漂着物等対策推進協議会の設置 　都は、海岸漂着物処理推進法第 15 条に基づき、「伊豆諸島における海岸漂着物対策推進協議会（仮称）」（以下、「伊豆協議会」という。）を設置し、地方自治体、海岸管理者、地域住民や民間団体等との連携を図り、これらが有する知見やネットワークを施策に活用するように努める。 2　モニタリングの実施 　都は、海岸管理者等、町村及び住民等の協力を得て、海岸漂着物の漂着状況や海岸漂着物等の回収・処理の実績に関する情報の収集・分析を行い、伊豆協議会等で周知を行い回収の効率化や海岸漂着物等の発生抑制のための普及啓発等の施策に活用するものとする。 3　地域計画の変更等 　都は、海岸利用状況、海岸漂着物対策の進展、海岸漂着物処理推進法や同法に基づく国の基本方針の改定や新たな施策の実施など今後の社会環境の変化に対して柔軟に対応し、必要に応じて伊豆協議会における協議を踏まえて計画内容の見直し等を行うものとする。	Ⅶ　その他 1　モニタリングの実施 　都は、海岸管理者等、町村及び住民等の協力を得て、海岸漂着物の漂着状況や海岸漂着物等の回収・処理の実績に関する情報の収集・分析を行い、回収の効率化や海岸漂着物等の発生抑制のための普及啓発等の施策に活用するものとする。 2　地域計画の変更等 　都は、海岸利用状況、海岸漂着物対策の進展、海岸漂着物処理推進法や同法に基づく国の基本方針の改定や新たな施策の実施など今後の社会環境の変化に対して柔軟に対応し、必要に応じて計画内容の見直し等を行うものとする。